出張相談実施要領

１．目的

函館公共職業安定所（以下「函館安定所」という。）から市立函館病院に出張し職業相談及び職業紹介を実施する。

２．開始時期

令和８年４月１日から開始する。

３．実施日時

毎月１回　第３火曜日　１４：００～１５：００

なお，状況により実施日時は適宜変更できるものとする。

４．実施場所

市立函館病院　患者サポートセンター　患者図書室（フォンテ）

５．対象者・実施方法

市立函館病院と函館安定所の協議の上で出張相談を実施する。相談は予約制とし相談時間は１人当たり２０分程度とする。

がん等の疾病により長期にわたる治療等のために離職を余儀なくされた者，又は転職を余儀なくされている在職求職者であって，就職を希望する求職者等を支援対象者とする。

６．出張訪問者等

函館安定所からの訪問相談者は、原則として就職支援ナビゲーター１名とする。（また、初回相談に当たっては、市立函館病院の支援担当者が同席することを原則とする。）

７．個人情報の取り扱い

出張相談に当たっては、窓口相談と同様に職業安定法等の規定に基づき、適切に個人情報を取り扱い、特に支援対象者の個人情報については、市立函館病院と函館安定所が共有する旨を支援対象者に必ず説明し、同意書を取ることとする。

同意書は１部コピーし原本は市立函館病院で、コピーは函館安定所で保管する。原本保管期間は１年とする。

８．就職支援の流れ

（１）事業の周知

市立函館病院は、院内に周知用リーフレットの配布、ポスター掲示、ホームページ掲載等により周知する。

（２）事前申込予約制

主治医、看護師、支援担当者等、あるいは、利用者等からの要請により、申込受付をする。

（３）予約状況の通知

出張相談日の前日までに市立函館病院は、函館安定所に予約状況の通知を行う。

（４）就職支援ナビゲーターの派遣

函館安定所側から市立函館病院に１名の就職支援ナビゲーターを派遣し、就職支援等を実施する。担当する就職支援ナビゲーターは必要事項に同意した誓約書を市立函館病院に提出し、また、就職支援ナビゲーターが変更になった場合も同様とする。

（５）出張相談の実施

就職支援に必要な個人情報を市立函館病院と函館安定所が情報共有する旨の同意書を徴する。

（６）予約制による個別支援

定期的な就職支援を実施する。

（７）就職支援プランの作成

市立函館病院がん相談支援センター専門相談員及び函館安定所就職支援ナビゲーターの２者により、職業相談及び支援プランの作成を実施する。

〈具体的な支援の内容〉

① 再就職までに軽減・解消することが必要とされる課題等

本人との相談の中で、再就職に向けて軽減・解消することが必要とされている次のような課題等を把握する。

- 仕事と治療の比重、重点の置き方等に対する本人の考え方
- 自己分析（長期療養による職業生活上のブランクや職業能力低下に対する不安や自己評価、労働市場での自己の価値等）
- 職種の理解と希望職種の選定、長期療養との両立のための仕事の内容
- 労働条件の調整事項（通院の頻度、疾病の特徴・症状により身体上配慮するべき事項等）
- 仕事と治療を両立するための利用可能な公的支援等、医療機関等からの伝達事項、家族等の理解・協力
- 就職に当たっての希望条件の明確化と順位付け
- その他の軽減・解消することが必要とされる事項

② 課題を軽減・解消するために実施が必要と認められる支援等

上記①の内容を踏まえ、個々の課題を軽減・解消するために次のような支援を行う。

- これまでのキャリア（職業能力・アピールポイント等）の棚卸し
- 希望職種の選定のための地域内の労働市場状況（職種、就労時間、休日、労働条件、賃金額、企業が求める採用条件、病休制度等）に対する理解促進
- 仕事と治療を両立させるための手段についての情報収集、提供
- 職業能力の向上のための基礎的な職業講習、セミナー等の受講勧奨
- 応募先企業の求める本人の希望条件の整理と優先順位付け
- 応募先企業に係る情報収集、提供

・　面接への準備支援（履歴書・職務経歴書の添削、模擬面接等）
・　適切な求人の選定と求人情報の提供及び職業紹介
・　その他課題を軽減・解消するために実施が必要と認められる事項

なお、支援期間は、標準３ヵ月間とするが、本人の就職希望時期、 市立函館病院への通院等の療養の状況に応じて延長することができる。

（８）支援対象者の管理

就職支援ナビゲーターは、支援対象者名簿を作成し、支援状況を記録の上、支援対象者の個人ごとの進捗管理を行う。

（９）支援状況等の情報交換

就職支援ナビゲーターは、市立函館病院の支援担当者と必要に応じケース会議を実施し、支援対象者の就職支援状況の確認や支援プランの見直し等について協議する。

（１０）その他

上記項目に変更、修正及び新たな事項の追加が必要な場合は、その都度、市立函館病院と函館安定所で協議して決定する。